

# 稲敷市

## 運動部活動の在り方

### に関する活動方針

#### 目次

・はじめに	1
第1 「稲敷市運動部活動の在り方に関する活動方針」策定の趣旨	1
第2 新たな運動部活動に向けての市活動方針	2
1 学校教育の一環としての運動部活動の適切な運営	2
2 適切な運動部活動の運営のための体制整備	2
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	4
4 適切な休養日等の設定	5
5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	6
6 学校単位で参加する大会等の見直し	7
・終わりに	7

平成30年7月

稲敷市教育委員会

# はじめに

- 学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部活動の責任者（以下「運動部顧問」という。）の指導の下、学校教育活動の一環として行われ、本市のスポーツ振興・発展の基盤を担っている。
- 運動部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図るための意義ある活動として実施されている。
- 本市の運動部活動は、長年にわたり顧問の指導にかける情熱と献身的な取組により、生徒の体力の向上はもちろんのこと、他者を尊重し協働する精神や、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど、豊かな人間形成を育む基礎を担っている。
- しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持が困難になってきており、学校や地域によっては存続の危機にある。
- 将来においては、本市の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた活動に取り組むことができるよう、速やかに、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

## 第1 「稲敷市運動部活動の在り方に関する活動方針」策定の趣旨

- 「稲敷市運動部活動の在り方に関する活動方針」（以下、「市活動方針」という。）は、本市における義務教育である公立中学校段階の運動部活動を主な対象とし、全ての生徒にとって望ましい運動・スポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにすること。
- ・ 運動部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校は、学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努めること。
- ・ 学校全体として運動部活動の運営及び指導に係る体制構築に努めること。

- 市教育委員会及び学校は、国が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以後、「ガイドライン」という。）並びに茨城県教育委員会が策定した「運動部活動の運営方針」（以後「県運営方針」という。）に則り、今後、持続可能な運動部活動の在り方について検討するとともに、速やかに改革に取り組む。

## 第2 新たな運動部活動に向けての市活動方針

### 1 学校教育の一環としての運動部活動の適切な運営

◇ 運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を体験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標、経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものである。

- 運動部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから、学校の教育目標及び経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものである。
- 運動部活動は、運動部顧問の個人的な判断で活動の是非を問うものではなく、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく必要がある。
- 学校は、保護者及び地域に対して、学校の担うべき運動部活動の目的や運動部顧問の指導に係る業務等について、理解と協力を促す。
- 学校は、PTA総会やホームページ等を利用して、保護者及び地域に対し積極的に運動部活動に関する情報提供を行い、学校と地域並びに保護者間の共通理解を図る取組を推進するとともに、学校公開等の機会を積極的に活用して、学校としての運動部活動の運営方針について広く発信し、理解を求める。

### 2 適切な運動部活動の運営のための体制整備

◇ 校長は、「県運営方針」並びに「市活動方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。  
また、運動部顧問は、年間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等）、並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

#### (1) 運動部活動の方針の策定等

- ア 校長は、「学校の運動部活動に係る活動方針」を学校のホームページに掲載するとともに、「活動計画」を学校のホームページへの掲載または各家庭への配付により公表する。
  - ※ ここでいう「活動計画」とは、運動部顧問が作成する年間及び毎月の活動計画を示す。
  - ※ 「活動計画」を作成する際は、別添「活動実績」、「休養日設定確認表」を参照したり、各学校で作成している様式を活用したりして作成する。

## (2) 運動部活動の指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、運動部顧問の指導に係る業務の適正化を図る観点から、円滑に運動部活動の運営が実施できるよう、運動部活動数の調整を図る。

イ 運動部活動の運営に関する校内組織体制として、「運動部活動運営委員会（仮称）」等を設置し、教職員のみならず、保護者や地域のスポーツ等関係者、学校医なども加え、生徒の発育・発達の段階に応じた適切なトレーニング内容や時間（量）、学校と保護者及び地域間の連携方策について、幅広く議論を深めつつ、十分な理解と協力を得る。

ウ 校長は、各運動部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全にスポーツ活動を行い、生徒及び運動部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 市教育委員会では、部活動指導員等の任用・配置に当たり、定期的な研修の機会を主に以下のよう内容で設定する。

- ・ 学校教育の一環である運動部活動の位置付け
- ・ 運動部活動が生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである教育的意義
- ・ 生徒の発育・発達の段階に応じた科学的な指導方法
- ・ 安全確保や事故発生時の適切かつ迅速な対応
- ・ 生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止
- ・ 服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止）等の遵守

オ 市教育委員会、学校においては、特に競技及び指導経験のない運動部顧問を対象として、指導に必要とされる基礎的・基本的な知識はもとより、専門的かつ高度な知識に基づく科学的なトレーニング理論や、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な指導方法の習得をめざす研修会を設け、運動部顧問の資質及び指導力の質的な向上を図る。

カ 各学校において、近隣の学校間における連携や、中学校や高等学校など異校種間での合同練習会等の機会を充実させ、指導者間における指導に関する情報等の積極的な共有を図る。

## 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

◇ 学校は、運動部活動を組織的に運営するとともに、生徒の生活や健康に留意しながら、運動部顧問の指導に係る業務の適正化を図るため、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的に活動していくこととする。

### (1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

また、市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、科学的な見地にに基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 運動部活動の運営をマネジメントしていく観点から、運動部活動経営の基本として「P D C A サイクル」を着実に実施することが必要である。さらに、計画(Plan)前に、調査(Research)、計画の目標(Object)等を加え、より最適な運営を目指した工夫・改善に努めることが重要である。

- |          |         |                  |
|----------|---------|------------------|
| 1 Plan   | (計画)    | 実績や生徒の実態に応じて作成   |
| 2 Do     | (実施・実行) | 計画に沿って安全に実施      |
| 3 Check  | (点検・評価) | 実施状況や効果・成果を点検・評価 |
| 4 Action | (処置・改善) | 実施計画や活動内容の見直し、改善 |

エ 運動部顧問は、活動目標、指導方針、出場試合等、具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝えることが重要である。また、日頃の指導においても、運動部顧問と生徒間のコミュニケーションを十分に図り、練習においてできるだけ短時間に「誰が、何を、いつ、どこで、なぜ(どのような目的で)、どのように行えばよいか」等を的確に伝え、理解させるとともに、安全に徹した指導が実現できるようにする必要がある。

## (2) 運動部活動用指導手引の普及・活用

ア 市中学校体育連盟は、中央競技団体が作成した指導手引を各専門部に配付するとともに、市教育委員会と連携して、本市の中学校における活用の普及を図る。

イ 運動部顧問は、中央競技団体の指導手引を活用して、3 (1) に基づく指導を行う。

## (3) 熱中症事故の防止

ア 市教育委員会及び校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、運動部活動の実施について適切に判断する。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討する。特に、暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合、屋外の活動を原則として行わない。

イ 市中学校体育連盟、市教育委員会及び校長は、高温や多湿時において、主催する学校体育大会が予定されている場合や練習試合、練習については、大会の延期や見直し、練習試合、活動の中止等、柔軟な対応を行う。また、止むを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の体調の確認(睡眠や朝食の摂取状況)、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底する。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

## 4 適切な休養日等の設定

◇ 運動部活動における休養日の確保及び活動時間については、生徒のバランスのとれた生活と成長に十分配慮するとともに、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、望ましい活動時間を設定することとする。

- 中学校は、学期中は週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）はいずれか1日以上を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、以下の通りの休養期間（オフシーズン）を設ける。
  - ◇ 夏季休業期間中 8月12日～8月16日
  - ◇ 冬季休業期間中 12月28日～1月4日また、学校は、夏季休業期間中に部活動を実施する日数の上限を設定する。
- 中学校では、1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 心身の疲労が解消できる十分な休養をとるための時間の確保や、学校生活に支障を来すことがないように、原則として朝の活動は行わず、放課後の限られた時間で活動していく。

ただし、学校として生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、長期的・計画的に指導を実践していくことが重要であるとともに、全国中学校体育大会及び県新人体育大会のいずれも予選を含む試合前は、日々の努力の積み重ねの成果を存分に発揮することが必要とされる重要な期間であることから、大会の1か月前から大会終了までの間、校長のリーダーシップの下、朝の活動を実施することができる。

また、放課後の練習時間が短くなる11月～1月の期間については、保護者の了解を得た上で、30分程度の朝の活動を実施することができる。その際、学校は、活動する日数の上限を決めて実施する。
- 校長は、2に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、市活動方針に則り、各運動部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その適切な運用を徹底する。
- 定期試験等の実施前の3日間を、学校全体の運動部活動の休養日として設定する。また、週間の活動頻度は週間5日以内とし、時間等の目安は11時間以内(16時間を超えない)とする。

## 5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

◇ 学校は、生徒の多様なニーズを踏まえた運動部活動の設置や、学校の実情に応じた合同チームの推進、部活動指導員等の積極的な活用を図るとともに、地域の競技関係団体と連携するなど、組織として体制を整えていくこととする。

### (1) 生徒の多様なニーズを踏まえた運動部活動の設置

ア 生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、茨城県の中学校第2学年女子の17.2%が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行えるなど多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部活動の設置を検討する。

具体的に、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものなどが考えられる。

イ 少年期におけるジュニア・アスリートの育成については、必ずしも、学校における全ての運動部活動が担うものではない。とりわけ、高い資質・能力を有し、競技力向上のための質の高い活動が必要とされる生徒に対しては、各種団体等の外部の協力を得るなどして、育成体制を整えることが必要である。

その際、運動部顧問の負担軽減を図るため、顧問が、地域の指導者として恒常的に参加することがない仕組みづくりに努めるとともに、生徒のバランスのとれた生活や健全な成長に配慮した指導体制をとることができるよう仕組みづくりをする必要がある。

### (2) 地域との連携等

ア 市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境の整備を推進する。

## 6 学校単位で参加する大会等の見直し

◇ 学校は、各運動部が参加する大会・試合等を把握し、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・試合等を精査する必要がある。

- 市中学校体育連盟及び市教育委員会は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を含めた大会の在り方について見直す。各学校の運動部が参加する大会数の上限を、1か月あたり1大会程度とする。
- 校長は、市中学校体育連盟及び市教育委員会が定める上記の各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

## 終わりに

- 「市活動方針」は、生徒及び運動部顧問の両視点に立った、学校の運動部活動改革に向けた具体の取組について示す方針であるが、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、ジュニア期におけるスポーツ環境の整備については、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。
- このため、市教育委員会は、国の「ガイドライン」「県運営方針」並びに「市活動方針」を踏まえた運動部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の運動部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・拡充に向けた方策を検討する必要がある。
- 文化部活動においては、文化部活動の特性を踏まえつつ、「市活動方針」の「2 適切な運動部活動の運営のための体制整備」及び「4 適切な休養日等の設定」について準じた取扱いをすることとする。なお、文化庁において、平成30年度に「文化部の在り方に関する有識者会議」を設置し、文化部活動の在り方に関し、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」の策定を進めている。